

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和4年8月24日（水） 19：45～19：55

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市）行財政局長，行財政局副局長，給与課長，給与課担当係長3名，

組織制度課担当係長，他2名

水道局副局長，経営企画課業務改革担当課長

交通局副局長，職員課長

教育委員会事務局総務部長，教職員課長

（組合）市労連執行委員長，副執行委員長5名，書記長，他8名

4. 議 題：

5. 発言内容：定年引上げ及び給与制度の見直しについて

（市）平素より皆さま方におかれましては、何かとご協力いただき感謝申し上げます。

本日は、定年引上げ及び各種制度見直しにつきまして、これまでの交渉を踏まえ、内部で検討を行ってまいりましたので改めてお示しいたします。

まず、退職手当の支給率の見直しにつきまして、見直しに係る経過措置として令和6年度末までの2年間に限り、退職手当の基本額について、見直し後の退職事由に基づき算出した額と、同一の退職事由により令和5年3月31日時点で退職したとした場合の額の比較を行い、高い方の額に決定することといたします。

さらに、55歳以上の昇給停止制度につきまして、経過措置として、従来の定年を迎える年度まで1号給の昇給とすることといたします。当該経過措置については令和9年度までの取り扱いとし、今後、昇給制度の変更により経過措置の見直しが必要な場合には、あらためて協議させていただきたいと考えております。

その他の事項につきましては、前回までの交渉で申し上げたとおりでございます。

以上につきまして、我々としては最大限の努力をした結果でございますので、最終の内容としてご了承いただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

（組合）定年引上げによって、少なからず人生設計に影響を及ぼします。今回の制度改正は、内容が分かりにくい部分もあります。周知を含め当局の責任でしっかりと対応してもらいたい。

また、新しい制度を導入することから、当初想定しなかった課題があるかもしれません。我々としても継続課題であると認識しているものもあります。制度が導入されて以降も、課題や問題点があれば十分な労使協議をするよう申し入れておきます。

去年度より新しい人事給与制度が導入されました。頑張っている職員が真に報われる制度にしていくために労使合意をしてきました。この間の交渉の中で「職員が意欲をもって仕事に打ち込むことができるよう、頑張った職員が真に報われる制度について検討してまいりたい」と回答をいただいております。我々として現時点では不十分であると言わざるを得ないので、今後も引き続きよく検討してもらいたい。

条例制定の期限もありますので、最終回答として持ち帰り協議します。